

# 武蔵国造の乱と横渟屯倉

鈴木正信

## 要旨

本稿では、武蔵国造職をめぐる争いの後に設置された四处の屯倉のうち、特に横渟屯倉の比定地について考察を行った。これまで横渟屯倉については、武蔵国横見郡説、荇原郡説、多磨郡横野説が出されていた。しかし、古代から「渟」と「沼」が通用されていたこと、横見地域（古代の横見郡域が設定される前提となった範囲）には池沼が多く形成されていたこと、現在の坂戸市東部に「横沼」という地名が残ることなどから、「横渟」は横見地域の景観に由来する地名であり、横渟屯倉はこの地域に比定するのが妥当である。6世紀前半、この地域は旧入間川（現荒川）水系に属する多くの河川の合流地点であり、上流域と下流域をつなぐ物資輸送の経由地であった。また、陸上交通ルートが三方向に分岐し、南は多磨方面、北東は埼玉方面、北は上野方面にそれぞれ通じていた。したがって、横渟屯倉は武蔵国中央部を占める旧入間川水系の河川交通と、南・北武蔵および上野をつなぐ陸上交通を掌握するための「交通・流通の拠点」としての機能を有していたと考えられる。

## Musashi-no-Kuni-no-Miyatsuko Rebellion and Yokonu-no-Miyake

SUZUKI, Masanobu

### Abstract

After the Musashi-no-Kuni-no-Miyatsuko Rebellion, four Miyakes were installed in the Musashi Province. In this report, I considered the location of Yokonu-no-Miyake. The letters “渟” and “沼” were used in the same way in ancient times. Several ponds and marshes were formed in the Yokomi area, which was the basic area of Yokomi County. The place named “Yokonuma” still exists in the eastern part of Sakado City, Saitama Prefecture. Based on the above facts, I concluded that the place name “Yokonu” comes from a local scene of the Yokomi area and that Yokonu-no-Miyake was located in this area. In the sixth century, this area was an intersection of the Old-Irumagawa River system and a transit point of mass transport that connected the upper basin and the lower basin. Furthermore, this area was an intersection of ground transportation that diverged in three directions. Toward the south from this area, it reached the Tama area; toward the northeast, it reached the Sakitama area; and toward the north, it reached the Kōzuke area. Therefore, Yokonu-no-Miyake was an important base for traffic and distribution, which was installed to handle the river and ground transportation of the Musashi Province.

## はじめに

大和王権による地方支配の諸制度は、およそ6世紀代に列島の東西へ展開した<sup>(1)</sup>。その契機となったとされるのが、継体21年（527）に北部九州で勃発した筑紫国造磐井の乱<sup>(2)</sup>と、安閑元年（534）の武蔵国造職をめぐる争い（いわゆる武蔵国造の乱）

である。後者について『日本書紀』安閑元年閏12月是月条には、

武蔵国造笠原直使主与三同族小杵一、相二争国造一。〈使主・小杵、皆名也。〉経レ年難レ決也。小杵、性阻有レ逆、心高無レ順。密就求三援於上毛野君小熊一、而謀レ殺二使主一。使主、覺之走出、詣レ京言レ状。朝廷臨レ断、以二使主一為三国造一、

而誅<sub>二</sub>小杵<sub>一</sub>。国造使主、悚<sub>レ</sub>憚<sub>レ</sub>交<sub>レ</sub>懷、不<sub>レ</sub>能<sub>二</sub>默<sub>一</sub>已<sub>一</sub>。謹<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>国家<sub>一</sub>奉<sub>レ</sub>置<sub>二</sub>横<sub>一</sub>淳・橘<sub>一</sub>花・多<sub>一</sub>氷・倉<sub>一</sub>櫟<sub>一</sub>四<sub>一</sub>処<sub>一</sub>屯<sub>一</sub>倉<sub>一</sub>。

とある。これによれば、武蔵国造<sup>(3)</sup>の職をめぐる笠原直使主と同族小杵が争ったが、長年にわたって決着がつかなかった。小杵は密かに上毛野君小熊に援助を求め、使主を殺害しようと謀った。そのことを知った使主は京へ走り、状況を報告した。朝廷は使主を国造に任命し、小杵を誅殺した。使主は喜びのあまり黙していられず、横淳・橘花・多氷・倉櫟の四処の屯倉<sup>(4)</sup>を献上したという。

この争いは国造制や屯倉制の成立を考える上で重要な論点となり、これまで多くの研究が蓄積されてきた<sup>(5)</sup>。筆者も以前、武蔵国造に任命された氏族が、前掲記事に見える笠原直氏（国造任命後には武蔵直氏）から物部直氏へ交替したことを論じた<sup>(6)</sup>。ただし、その際には、この乱の実態について詳しく検討することがかなわなかった。そこで本稿では、乱後に置かれたとされる四処の屯倉のうち、特に横淳屯倉の比定地に関して考察を行うこととしたい。

なお、屯倉については、大和王権の大土地所有の問題として捉える先駆的研究<sup>(7)</sup>に対して、王権が様々な目的のため各地に設置した政治的・軍事的拠点とする説<sup>(8)</sup>や、特定の間人集団に対する貢納奉仕の拠点とする説<sup>(9)</sup>が広く受け入れられている<sup>(10)</sup>。農業経営に留まらない多様な役割・機能を想定し、その経営が国造の地域支配を前提としたとする点は、大方の共通理解が得られていると思われる<sup>(11)</sup>。また、『日本書紀』では安閑朝に屯倉設置記事が集中していることから、その史実性や年代を疑う見方もあるが<sup>(12)</sup>、近年では磐井の乱後に見える糟屋屯倉<sup>(13)</sup>を実在した屯倉の初例と位置づけ<sup>(14)</sup>、当該期の屯倉政策は朝鮮半島との対外的な緊張を背景として実際に行われたと見られている<sup>(15)</sup>。よって、武蔵の屯倉に関する前掲記事についても、ただちにその信憑性を否定する必要はないと考えられる。以下では、基本的にこうした理解をもとづいて論を進めることとする。

## 【1】屯倉の所在地に関する先行研究

まず、屯倉の所在地に関する先行研究を確認しておきたい。橘花屯倉は、のちの武蔵国橘樹郡<sup>(16)</sup>に所在したと見るのが通説である<sup>(17)</sup>。「たちばな」の音が通じること、および同郡に御宅郷<sup>(18)</sup>が含まれることが、その主な根拠とされる。倉櫟屯倉は、「倉櫟」

を「倉樹」の誤りと見て、「くらき」の音が通じる武蔵国久良郡<sup>(19)</sup>に置かれたとする説が早くから出されている<sup>(20)</sup>。この二つの屯倉については、異論はほぼ見られない。

次に、多氷屯倉は、「多氷」を「多米」あるいは「多末」の誤りと見て「たま」と読み、のちの武蔵国多磨郡<sup>(21)</sup>とする説<sup>(22)</sup>と、「多氷」を「おほい」と読み、同国久良郡大井郷<sup>(23)</sup>や大井駅<sup>(24)</sup>に関連づける説<sup>(25)</sup>に大別できる。ただし、後者に対しては、「多氷」の「氷」と「大井」の「井」は読みが異なるとの批判がある<sup>(26)</sup>。たとえば、上野国の「碓氷」は、古代には「碓日」<sup>(27)</sup>や「宇須比」<sup>(28)</sup>とも表記されるが、「臼井」の表記は中世以降にならないと確認できない<sup>(29)</sup>。よって、『日本書紀』の「多氷」を「大井」に単純に結びつけることはできない。久良郡大井郷とする場合には、前述した倉櫟屯倉の所在地と重複することも難点となる。

また、『日本書紀』安閑元年4月癸丑条には、

内膳卿膳臣大麻呂、奉<sub>レ</sub>勅、遣<sub>レ</sub>使求<sub>二</sub>珠伊<sub>一</sub>甚<sub>一</sub>。伊甚国造等、詣<sub>レ</sub>京遲<sub>レ</sub>晚、踰<sub>レ</sub>時不<sub>レ</sub>進。膳臣大麻呂大怒、收<sub>二</sub>縛国造等<sub>一</sub>。推<sub>二</sub>問所由<sub>一</sub>、国造稚子直等恐懼、逃<sub>二</sub>匿後宮内寝<sub>一</sub>。春日皇后、不<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>直入<sub>一</sub>、驚<sub>レ</sub>駭<sub>レ</sub>而<sub>レ</sub>顛。慚<sub>レ</sub>愧<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>已<sub>一</sub>。稚子直等、兼坐<sub>二</sub>闕入罪<sub>一</sub>当<sub>二</sub>科重<sub>一</sub>。謹<sub>レ</sub>專<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>皇后<sub>一</sub>、献<sub>二</sub>伊甚屯倉<sub>一</sub>、請<sub>レ</sub>贖<sub>二</sub>闕入之罪<sub>一</sub>。因<sub>レ</sub>定<sub>二</sub>伊甚屯倉<sub>一</sub>。今<sub>レ</sub>分<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>郡、属<sub>二</sub>上総国<sub>一</sub>。

とあり、伊甚屯倉がのちに上総国夷澁郡になったと伝えられるように、屯倉の名称はのちの郡名に継承されることが多い。ほかにも茨田屯倉<sup>(30)</sup>と河内国茨田郡、糟屋屯倉<sup>(31)</sup>・穂波屯倉・鎌屯倉<sup>(32)</sup>と筑前国糟屋郡・穂浪郡・嘉麻郡、緑野屯倉<sup>(33)</sup>と上野国緑野郡、児島屯倉<sup>(34)</sup>と備前国児島郡、海部屯倉<sup>(35)</sup>と紀伊国海部郡など多くの例が挙げられる。前述した橘花屯倉・倉櫟屯倉が武蔵国橘花郡・久良郡に対応することからしても、多氷屯倉はのちの武蔵国多磨郡に所在したと見るのが妥当であると考えられる。

さて、問題は横淳屯倉である。この屯倉は横見郡に所在したと見るのが通説であるが、そのほかに荏原郡<sup>(36)</sup>とする説や、多磨郡の横野とする説が出されている。

まず、荏原郡説については、古江亮仁が「多末・橘花・倉櫟」がのちに南武蔵の三郡となる地域であるから、横淳もやはり南武蔵の荏原か、都築を指すものであり、どちらかといえば、荏原ではないかと思

われる」と述べている<sup>37)</sup>。つまり、橘花・多氷・倉櫛の各屯倉が南武蔵に所在したのであるから、横淳屯倉も同じく南武蔵に所在したはずであると推定している。こうした主張は古くから見られるが<sup>38)</sup>、実は特に根拠が示されているわけではない。

たとえば、冒頭でも触れた筑紫君磐井は筑後国八女郡を本拠地とし、その勢力は北部九州一帯に及んでいたとされる<sup>39)</sup>。乱後には、糟屋屯倉<sup>40)</sup>に加えて、穂波屯倉<sup>41)</sup>・鎌屯倉<sup>42)</sup>・膝碓屯倉<sup>43)</sup>・桑原屯倉<sup>44)</sup>・肝等屯倉<sup>45)</sup>・大抜屯倉<sup>46)</sup>・我鹿屯倉<sup>47)</sup>・春日部屯倉<sup>48)</sup>・那津官家<sup>49)</sup>が置かれた<sup>50)</sup>。これらは筑前・筑後・豊前の北部九州に集中してはいるが、肥後国にも春日部屯倉が置かれており、磐井の勢力圏を取り囲む配置になっている。同様に、紀伊国では海部屯倉<sup>51)</sup>が海岸沿い、河辺屯倉・経湍屯倉<sup>52)</sup>が内陸に置かれ、紀伊国造の本拠地を取り囲んでいる<sup>53)</sup>。こうした傾向は、尾張の間敷屯倉・入鹿屯倉<sup>54)</sup>や、播磨の越部屯倉・牛鹿屯倉<sup>55)</sup>・飾磨屯倉<sup>56)</sup>などにも当てはまる。このように、屯倉の所在地はその役割・機能に応じて王権が有益と考える場所が選ばれるのであり、複数の屯倉が必ずしも集中して置かれるとは限らない。したがって、武蔵の場合も、ほかの三つの屯倉が南武蔵に所在したからといって、横淳屯倉が南武蔵に所在したと考える必要はない。

次に、多磨郡横野説を検討する。この説を早くに唱えたのは、江戸時代後期の漢学者であり、八王子千人同心の組頭を務めた植田孟縉である。孟縉が著した『武蔵名勝図会』<sup>57)</sup>多磨郡之部 卷七 由井領横山庄之上「横山」の項目には、

横山というは、横山庄の内にのみある山というにはあらず。横山庄の横山なれど、しかとこの山なりということを伝えず。されども、横山というべき山は横山庄の内なる高尾、小仏嶺などより聳え出て、東の方へ横山庄の中に横たわり、南は相原、小山を限り、杉山峠、遣水峠へ亘り、由木郷へわかれ出て都築の岡へ連り、玉川の辺に至れるまで、凡そ七、八里が程も亘り出たる土山なり。是則、横山なるべし。

とあり、つづけて「横野」の項目に、

横野というも名所なれども、しかとその在所も知れず。又、古詠ありて玉の横野とあれば、当郡中のことにはあれども、按ずるに横山というべきあたりの横野というにあらずや。その地も知れざれば、出すべき所なきによりて故に記

せり。後人の考えを俟つのみ。日本紀云「宣化天皇元年、武蔵国国造謹為二国家一奉二置横淳其外三所屯倉一」。この「横淳」は横野なるべきか。

名寄 藤原家隆卿  
雲さそふ嶺の木がらし吹きなびき玉の横野  
にあられふるなり

新拾遺 読人不知  
よもすがら露の光をみがくなり玉の横野の  
秋の月影

草庵 頓阿法師  
吹きにけり置けばかつ散る白露の玉の横野  
の秋の初風

とある。ここでは、武蔵国多磨郡に横山という地名があり、それは現在の多摩丘陵を広く指した呼称であるとする<sup>58)</sup>。そして、横野は所在不明としながらも、横山付近の地名であろうと推測し、項目の末尾に「玉の横野」という地名が読まれた三首を引用している。第一首の出典は『歌枕名寄』<sup>59)</sup>、第二首は『新拾遺和歌集』<sup>60)</sup>、第三首は『草庵和歌集』<sup>61)</sup>である。

鈴木靖民は、この『武蔵名勝図会』の説を踏襲した上で、後述する横見説に対して「よこぬ」から「よこみ」へは転訛しにくいと批判し、一方で「よこぬ」から「よこの」へは転訛しやすいくして、横野説を支持している<sup>62)</sup>。しかしながら、横野説をとった場合には、横淳屯倉と多氷屯倉が同じ多磨郡に所在することになってしまう。この点に関して鈴木靖民は、武蔵国府や国分寺などの出土瓦に「多上」・「多下」と記したのが見られることから<sup>63)</sup>、多磨郡はのちに多上郡と多下郡に分割されたのであり、多氷屯倉は多摩川左岸で多上郡に相当し、横淳屯倉は多下郡に相当すると説明する<sup>64)</sup>。ただし、「横淳」の地名が「横野」に転訛して鎌倉時代まで残っていたのであるならば、なぜ「横淳」や「横野」が評や郡の名称とならなかったのか疑問が残る。一方、関和彦は、多氷屯倉を大井駅に比定することで、この問題を解決しようとしたが<sup>65)</sup>、「多氷」と「大井」が結びつかないことは前述のとおりである。

また、「玉の横野」を詠み込んだ和歌についても、再検討の余地がある。まず、『歌枕名寄』は第一首を武蔵国の箇所配列してはいるが、「横野」で立項しているわけではなく、「横山」の項目の次に「野」の小項目を立てて掲出し、しかも「和泉同名有之云々」との注を付して、河内国(和泉国を含む)の箇所にも第一首を重複して引用しているのである。



第三首についても、『草庵和歌集』の注釈書である『草庵和歌集蒙求諺解』<sup>(66)</sup>は、「玉横野、和泉也」と記述し、和泉国の地名であると判断している。ほかにも『堺鑑』<sup>(67)</sup>は、「玉横野」の項目を立て、

所は南宗寺内、利徳庵の側、南野を云とぞ。

と記し、前掲の第一首と第二首を引用している。『全堺詳志』<sup>(68)</sup>も、「古蹟部」に「玉横野」の項目を立て、『堺鑑』の説を踏襲する。『和泉名所図会』<sup>(69)</sup>も、和泉国大鳥郡に「玉横野」の項目を立て、同じく第一首と第二首を引用して、

南宗寺の側、利徳庵の南の野をいふと也。

と述べている。南宗寺は、現在の大阪府堺市に所在する臨濟宗の寺院である<sup>(70)</sup>。利徳庵は不明であるが、南宗寺の塔頭の一つと思われる。これらによれば、横野は和泉国の地名となる。

このように「玉の横野」は、『武蔵名勝図会』が武蔵国多磨郡の横山に引きつけて解釈する以前は、和泉国に所在する地名と考えられていた。そもそも編者自身が「しかとその在所も知れず」、「その地も知れざれば、出すべき所なきによりて故に記せり。後人の考えを俟つのみ」と断っているように、横野が武蔵国の地名である確証はない。横野説はこうした前提に立っているものであり、少なくとも現状では賛同できない。

さらに、武蔵における古墳群の消長の問題にも触れておきたい。かつて甘粕健は、5世紀代には南武蔵の多摩川流域で大規模な古墳が築造されていたが、6世紀に入るとこの地域の優位性がなくなり、それにかわって北武蔵の埼玉古墳群で大規模な古墳の築造が開始されることから、国造職をめぐる争いに勝利した使主の本拠地を北武蔵とし、敗れた小杵の本拠地を南武蔵に比定した<sup>(71)</sup>。これを受けて、四处の屯倉はいずれも敗者である小杵の本拠地の南武蔵から献上されたはずであるとの理解が、横野説の背景にはあるように思われる。

しかし、5世紀段階の北武蔵にも大規模な前方後円墳が築造されていることや<sup>(72)</sup>、6世紀初頭以前には北武蔵と南武蔵は異なる文化圏を形成していたことなどから<sup>(73)</sup>、小杵の本拠地を南武蔵とする点には、すでに的確な批判が出されている。現在では北武蔵と南武蔵の対立という構図は再考を迫られており、国造職をめぐる争いは北武蔵内での埼玉地域と比企地域の勢力の対立<sup>(74)</sup>、あるいは埼玉地域の勢力とその傍系の対立<sup>(75)</sup>であったとする見方が有力となって

いる<sup>(76)</sup>。とするならば、小杵の本拠地は北武蔵に含まれることになり、横渟屯倉を南武蔵に比定する理由はなくなる。この点からも、横渟屯倉を南武蔵の多磨郡横野に比定することは難しいと考えられる。

## 【2】横渟屯倉と横見郡

次に、横渟屯倉が横見郡に置かれたとする説を検討したい<sup>(77)</sup>。横見郡は、『和名類聚抄』名博本に「ヨコミ」、東急本に「与古美、今称吉見」との注記があることから、「横見」は平安中期以降に「吉見」とも表記されるようになったことが分かる<sup>(78)</sup>。郡名は中世に「吉見郡」となり<sup>(79)</sup>、近世には再び「横見郡」に戻ったが<sup>(80)</sup>、「吉見」の呼称は村名などに残った。明治22年(1889)、町村制施行により横見郡内が東吉見村・西吉見村・南吉見村・北吉見村の四村に編成され、明治29年(1896)には横見郡の廃止にともない比企郡に統合された。そして、昭和29年(1954)に上記の四村が合併して吉見村となり、昭和47年(1972)の町制実施により吉見町となった。こうした経緯から、横見郡は現在の吉見町を遺称地とすると説明されることが多い。

しかし、奈良・平安時代の集落遺跡の分布によれば、現在の吉見町の範囲だけで律令制下の郡を構成することは難しいことから、古代における横見郡の郡域は、より広範囲に広がっていたと考えられている。

まず、『和名類聚抄』によれば、横見郡は高生郷・御坂郷・余戸郷の三郷で構成されていた。このうち高生郷は吉見町田甲を遺称地と見て、吉見町北西部から東松山市北東部に、御坂郷は熊谷市南東部から東松山市北部に、余戸郷は吉見町荒子を遺称地と見て、吉見町南部から川島町にかけての一带に、それぞれ比定するのが一般的である(図1)。

また、横見郡の条里は、東から西へ1条～6条とし、6条の南を7条とする特徴的な形態をとっており、この条里が北は鴻巣市の北西部から南西部、東は北本市の西端部、南は川島町の南部から南東部にまで及んでいる<sup>(81)</sup>。さらに、この横見郡型の条里の南に接する形で、川島町南西部から坂戸市東部や川越市北端部には、越辺川・入間川をまたぐ同一規格の条里が復元されている。しかも、この条里はより南方に広がる入間郡中心部の条里とは連続しないことが指摘されている<sup>(82)</sup>。

したがって、古代における横見郡の郡域は、現在

の吉見町の範囲に留まるものではなく、南は川島町の大半を占め、さらに坂戸市や川越市の一部を含み、北と東は東松山市・熊谷市・鴻巣市・北本市の一部にまで広がっていたと考えられる。のちの郡域で言うならば、横見郡に加えて、北は大里郡南部、東は足立郡北西部、西と南は比企郡南東部・入間郡北端部に及んでいたことになる。そこで、古代の横見郡域が設定される前提となったこの範囲を、7世紀以前に一定のまとまりを有していたという意味で、便宜的に「横見地域」と呼称することとしたい。

さて、横淳屯倉が横見郡（横見地域）に置かれたとする説の根拠は、これまで詳しく論じられてこなかったが、「よこぬ」と「よこみ」の音が一部共通することや<sup>83)</sup>、前述のとおり屯倉の名称がのちの郡名に継承される場合の多いことなどが想定される<sup>84)</sup>。また、『大日本地名辞書』には、

横淳は、横見と同じきか。(略) 或は「淳」は「海」の誤描にて、「横海」かとも疑はる。已に本文中の「多末(多水)・倉樹(倉櫟)」さへ、古人の誤描なりとせば、横淳の横海たるも知るべからず。

とあり、「横淳」を「横海」の誤写と見て、「横海」から「横見」へ転じた可能性を想定している。たしかに、「多水」や「倉櫟」の例からすれば、「横淳」

の文字にも何らかの誤写が含まれることはあり得るが、横見郡はかなり内陸に位置しており、「横海」という表記とは相容れないように思われる。以下では「横淳」の文字は正しいと仮定した上で、特に「淳」の文字に注目したい。

尊経閣叢刊丙寅本『色葉字類抄』卷上「奴」地儀には、

沼〈ヌ。ヌマ。池一。〉

淳〈同。〉

とあり、横淳の「淳」は「沼」と同義とされている。はたして『日本書紀』の「淳」を他史料で「沼」と表記した例が多く見受けられる(表1)。これらの用例から、古代より「淳」と「沼」は通用されていたことが分かる。そこで注目されるのは、横見地域が洪水の常襲地帯であり、その影響で多くの沼・池・湖・淵など(以下、池沼と総称する)が存在していたことである。

この地域には、吉見丘陵(比企丘陵)を除き、複数の河川によってつくられた沖積平野が広がっている。これらの河川は、現在は荒川が本流となっているが、かつての荒川は現在の元荒川筋を流れており、寛永6~11年(1629~34)に改修工事(荒川の瀬替え)が実施される以前は、現在の和田吉野川—市野川—入間川の川筋を本流として、そこに横見

【表1】「淳」と「沼」の通用 ※条文の表記や史料名は適宜略称した。

No.	『日本書紀』の表記 ( ) 内は条文	他史料の表記 ( ) 内は出典
1	神淳名川耳天皇(綏靖即前ほか)	神沼河耳命(『記』綏靖ほか)
2	淳名城入姫命(崇神6)	沼名木之入日売命(『記』崇神)
3	武淳川別(崇神10.9.甲午) 武淳河別(崇神60.7.己酉)	建沼河別命(『記』孝元)
4	淳葉田瓊入媛(垂仁15.2.甲子ほか)	沼羽田之入毘売命(『記』垂仁)
5	淳熨斗皇女(景行4.2.甲子)	沼代郎女(『記』景行)
6	安芸淳田(仁徳38.7)	安芸国沼田郡(『和名抄』)
7	淳田佐伯部(仁徳38.7)	佐伯沼田連(『続日本紀』延暦2.6.乙丑)
8	稚淳毛二岐皇子(安康即前)	若沼毛二俣王(『記』応神) 稚沼箭二俣皇子尊(『神皇本紀』) 稚沼毛二俣命(『国造本紀』)
9	江淳臣(欽明31.4.乙酉)	江沼臣(『続日本紀』宝亀9.12.丁亥ほか) 加賀国江沼郡(『和名抄』) 江沼国造(『国造本紀』)
10	淳中倉太珠敷尊(欽明元.正.甲子)	沼名倉太玉敷命(『記』欽明)
11	淳足柵(大化3.12.ほか)	沼垂城(八幡林遺跡出土木簡〈『木簡研究』13-109頁-(2)〉) 越後国沼垂郡(『和名抄』)

川・新江川・都幾川・九十九川・越辺川・飯盛川・大谷川・小畔川など多くの河川が流れ込んでいた(以下、本流に合流する河川も含めて「旧入間川水系」と総称する)。そして、このように河川が集中する地域であったために、大雨の際には大規模な氾濫が発生したことが知られる。古代の記録は限られるが、管見の限り次のものがある。

まず、式内社の横見神社<sup>85)</sup>をめぐって、洪水の伝承が残されている。現在の横見神社は吉見町御所と久保田の二箇所に鎮座しているが、かつて前者は飯玉氷川神社、後者は飯玉明神社とも称していた。この二社に関して『新編武蔵風土記稿』<sup>86)</sup>横見郡卷二上細谷村の項には、

飯玉氷川神社。是、延喜式神名帳ニ載ル横見ノ神社ニテ、祭神、素戔鳴尊・稲倉玉命ナリト云伝レト慥ナル処アルニハアラス。当村及下細谷・黒岩・御所・谷口・中新井・久保田七ヶ村ノ鎮守ナリ。(略)古ハ社ニ金ノ幣束アリシカ、中古洪水ノ時、社共ニ久保田村へ流レ行テ、今ハ失ヘリトソ。

とあり、同じく久保田村の項に、

飯玉明神社。当村及ヒ上下細谷・御所・中新井・谷口・和名・小新井等ノ八村ノ鎮守ナリ。神体ハ石剣ナリ。当社ハ、御所村ナリシカ、水災ニ逢テ漂着セシヲ、取上テ爰ニ祀トテ、此地ソノカミ愛宕社地ナリシカ、今ハ衰テ却テ末社トナレリ。

とある。これらの記事は、社伝によれば建長年間(1129~56)の洪水に関するものという。この時に御所村にあった横見神社(飯玉氷川神社)が殿舎もろとも流されてしまい、御神体(石剣)が久保田の地に漂着したため、この地で新たに祭られることになったのが、久保田村の横見神社(飯玉明神社)のはじまりであると伝えている<sup>87)</sup>。

また、『発心集』<sup>88)</sup>第四卷 第九話 武州入間河沈水の事には、

武蔵の国入間河のほとりに、大きな堤を築き、水を防きて、その内に田畠を作りつつ、在家多く群がり居たる処ありけり。官首と云ふ男なん、そこに宗とあるものにて、年比住みける。ある時、五月雨、日比になりて、水いかめしう出たりける。されど、未だ年比、この堤の切れたる事なければ、「さりとも」と驚かず。かかる程に、雨、沃こぼす如く降りて、おびただし

かりける夜中ばかり、俄にいかづちの如く、世に恐しく鳴りどよむ声あり。この官首と家に寝たる者ども、皆驚きあやしみて、「こは何物の声ぞ」と恐れあへり。官首、郎等呼びて、「堤の切れぬると覚ゆるぞ。出でて見よ」といふ。即ち、引きあけて見るに、二、三町ばかり白みわたりて、海の面と異ならず。「こはいかがせん」と云ふ程こそあれ、水ただまさらにまさりて、天井まで付きぬ。(略)この家ゆるゆるとゆるぎて、つひに柱の根抜けぬ。堤ながら浮きて、湊の方へ流れ行く。(略)

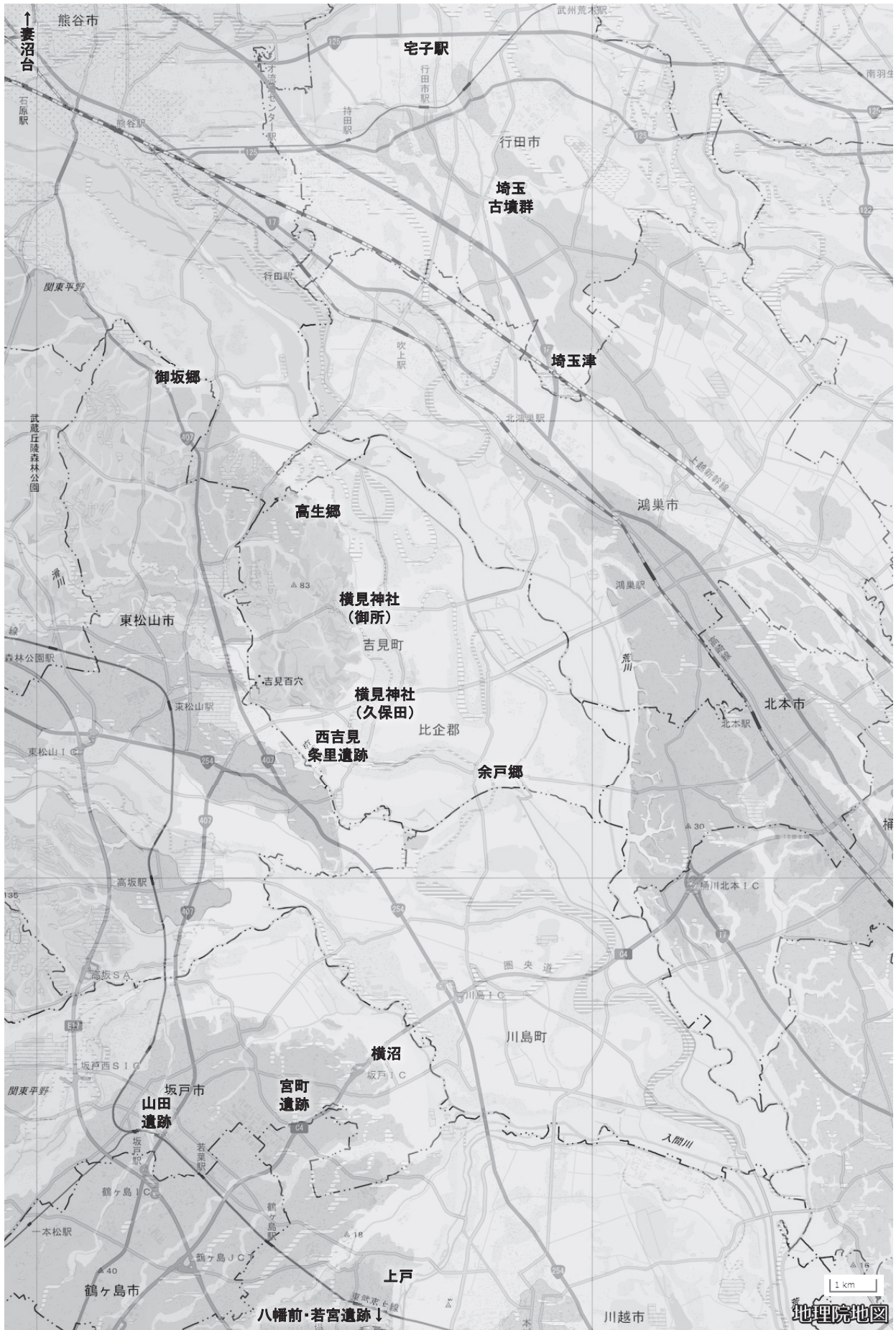
とある。この説話からは、入間川の川岸に堤防が築かれており、その中に田畠・集落が存在していたことや、五月の大雨による増水で入間川が氾濫し、あたり一面が海のようになり、家屋が流失したことが読み取れる。ここに登場する「官首」は、写本によって「秩父の冠者」と記すものがあることから、入間川沿いの川越市上戸に居館を構えた河越氏(桓武平氏秩父流)を指すとの見方もある<sup>89)</sup>。上戸から入間川を約4km下れば、越辺川・大谷川・小畔川の合流地点に至る。この場所は横見地域の南端部に含まれる(図1)。

こうした洪水の痕跡は地形にも残されている。川島町南西部では条里が著しく乱れており、この地域に氾濫が及んだことを物語っている<sup>90)</sup>。吉見町には激しく蛇行した和田吉野川・市ノ川の旧河道や、それにとまなう大規模な自然堤防が認められ、現在の荒川を上回る流量の河川によって形成されたと見られている<sup>91)</sup>。後述する西吉見条里遺跡(埼玉県吉見町)からは、大きく蛇行する旧河川の流路や沼地のほか、水田跡を侵食した河川跡、古代に埋没したと見られる河川の流路跡などが多数検出されている<sup>92)</sup>。

そして、水害の影響により形成されたとと思われる池沼や、それに由来する地名が、横見地域には多く存在する。すなわち、吉見町には和名沼・大沼(百穴湖)・天神沼・長谷大沼・八丁湖・堂の前池・椀箱淵・ひょうたん池・大明神前池・寺の前池・新沼・三角沼があり、加沼・蓮沼の地名も残る。川島町にも鳥羽井沼・白山沼・川田谷沼・梅ノ木古凍貯水池・菖蒲池・修景池があり、平沼・白井沼・芝沼の地名が残る。現在は確認できないが、承元4年(1210)3月29日「沙弥行蓮〈小代行平〉讓状」<sup>93)</sup>には、

入西郡内勝代郷村々并やしき等事(略)





【図1】 横見地域周辺図 出典：国土地理院 web サイト（地理院地図電子国土 web 掲載地図を加工して作成）

## 一所 みなみあかをのむらの四至

東、なかぬまのしつてをかきる、南、あとかはをかきる、西、えそぬまのしつてをかきる、北、えそぬまのしつてよりしほぬまのかしら二きりつく、

## 一所 をつへの村四至

東、えそぬまのしつてをかきる、南、かたやきのさかひをかきる、西、みそをかきる、北、すけさねかたのさかひをえゝぬまのみなみのはた二きりつく、(略)

とあり、坂戸市北東部の上吉田・島田・赤尾付近には、かつて「なかぬま」・「えそぬま」・「しほぬま」・「えゝぬま」の地名があったと伝えられる<sup>94)</sup>。

さらに注目すべきは、現在の坂戸市東部に小沼という地名が残り、さらにその南隣に「横沼」という地名が存在することである(図1)。前述のとおり「横淳」は「横沼」に通じるのである。この地名は、正嘉元年(1257)11月28日「道崇〈北条時頼〉寺領寄進状案」<sup>95)</sup>に、

## 武蔵国入東郡横沼郷事

右、以<sub>二</sub>当郷<sub>一</sub>、所<sub>レ</sub>寄<sub>二</sub>進大慈寺内釈迦堂<sub>一</sub>也。

永代可<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>彼寺領<sub>一</sub>之条、如<sub>レ</sub>件。(略)

とあり、入間郡(入東郡<sup>96)</sup>)の「横沼郷」が相模国大慈寺釈迦堂の領地として永代寄進されたことが知られる。同年12月2日「將軍〈宗尊親王〉家政所下文案」<sup>97)</sup>にも、

## 將軍家政所下 武蔵国入東郡横沼郷住人

可<sub>レ</sub>令<sub>下</sub>早<sub>二</sub>以<sub>二</sub>当郷<sub>一</sub>□<sub>中</sub>大慈寺内釈迦堂領<sub>上</sub>事  
右、如<sub>レ</sub>入道相模□□朝臣時頼(法名道崇)、去月□<sub>日</sub>寄進状者、以<sub>二</sub>□<sub>郷</sub>可<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>大慈寺内釈迦堂領<sub>一</sub>云々者。任<sub>二</sub>彼状<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>寺領<sub>一</sub>之□、所<sub>レ</sub>仰如<sub>レ</sub>件。(略)

とあり、ほぼ同じ内容が伝えられている。

また、『吾妻鏡』寛喜4年(1232)2月26日条には、

武蔵国樽沼堤大破之間、可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>修固<sub>一</sub>之由、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰<sub>二</sub>便宜地頭<sub>一</sub>之旨被<sub>レ</sub>定。左近入道々然・石原源八経景等、為<sub>二</sub>奉行<sub>一</sub>下向。彼国諸人領内百姓、不<sub>レ</sub>漏<sub>二</sub>一人<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>催具<sub>一</sub>。在家別儀二可<sub>レ</sub>充。自<sub>二</sub>三月五日<sub>一</sub>始<sub>レ</sub>之、自身行<sub>二</sub>向其所<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>沙汰<sub>一</sub>之旨、含<sub>レ</sub>命云々。

とあり、武蔵国の「樽沼堤」が決壊したことが記されている。この「樽沼」は、該当する地名が旧武蔵国の範囲に検出できないことから、「樽」は「横」

の誤りであり、横沼の地に存在した堤を指すと考えられる<sup>98)</sup>。横沼を含む越辺川沿いは、古くは「掻き上げ土手」と言われる霞堤が設けられるのみで、連続堤防が築造されなかったため、洪水の被害が甚大であったという<sup>99)</sup>。『吾妻鏡』が伝える「樽沼堤」の堤防決壊の様子は、こうした横沼付近の状況とよく合致しており、「樽沼」は「横沼」の誤りであると見て差し支えない。もちろん、この「横沼」が「横淳」の遺称地である確証はないが<sup>100)</sup>、「淳」と「沼」の通用を考慮するならば、横見地域に「横沼」という地名が存在することは、少なくともこの一帯が「横淳」とも表記され得る地域であったことを示していると言える。

以上、古代から表記として「淳」と「沼」が通用されていたこと、横見地域は複数の河川が合流するため洪水の常襲地帯であり、その影響で池沼が多く形成されていたこと、横見地域に含まれる現在の坂戸市東部には「横淳」に通じる「横沼」という地名が残っていること、これらの諸点からすれば、横淳屯倉の「横淳」とは、池沼が多く形成された横見地域の景観に由来する地名なのではあるまいか。

前章で取り上げた多磨郡横野説では、「よこぬ」は「よこの」に転訛しやすくとされていた。しかし、「横野」の「野」は平野を意味しており、「横淳」と「横野」では表す景観が全く異なってしまう。こうした地形を示す地名は、その地域が持つ景観との密接な関わりの中で発生し、継承されていくものである。よって、『日本書紀』で「横淳」と表記された地域が、たとえ音が転訛しやすかったとしても、のちに全く異なる景観を意味する「横野」と表記されるようになることは想定しがたいのである。

それよりもむしろ、多くの池沼が広がる自然地形から「よこぬ」という地名が発生し、当該地域に屯倉が置かれた際に、この「よこぬ」が屯倉の名称とされ、のちにそのことが『日本書紀』(の原資料)に記載される段階で、「よこぬ」の「ぬ」の音に対して池沼を意味する「淳」が当てられ、「横淳」屯倉という表記が採用されたと理解する方が整合的である。したがって、横淳屯倉はその「横淳」が意味する景観に相応しい横見地域に比定するのが妥当であると考えられる<sup>101)</sup>。

### [3] 横淳屯倉と交通

では、横淳屯倉はなぜこの横見地域に置かれたの



であろうか。その背景として、河川交通と陸上交通の問題を取り上げたい。

まず、前者についてはすでに述べたように、横見地域は荒川低地の北部に位置し、旧入間川水系に多くの河川が合流する場所であった。この旧入間川水系の流域は、武蔵国中央部の大部分を占めている。その川筋に近接する伊興遺跡（東京都足立区）、白鍬遺跡・本村遺跡・根切遺跡（埼玉県さいたま市）、権現山墳墓群（ふじみ野市）、御伊勢原遺跡・南山田遺跡（川越市）、舞台遺跡・下寺前遺跡・番清水遺跡・諏訪山1号墳（東松山市）などからは、5世紀中頃から6世紀初頭の年代を示す須恵器が出土している<sup>109</sup>。これらは一部に畿内産や朝鮮半島産のものが含まれており、太平洋上を船で輸送されて武蔵に到来し、旧入間川水系をさかのぼって各地に運び込まれたと考えられている<sup>110</sup>。

一方、旧入間川水系の上流には、越辺川・都幾川沿いに南比企窯跡群（埼玉県比企郡鳩山町）が、入間川沿いに東金子窯跡群（埼玉県入間市）が所在する。両窯の製品は広域に分布しており、特に7世紀後半から9世紀後半にかけて焼成された須恵器が、入間川・小畔川沿いの霞ヶ関遺跡・仲町遺跡・光山遺跡（埼玉県川越市）、張摩久保遺跡・旭山遺跡・甲新田遺跡・榎戸遺跡（飯能市）などで出土している<sup>111</sup>。これらは旧入間川水系の河川交通により、下流域へ運搬されたと想定されている<sup>112</sup>。南比企窯跡群の本格的な操業は7世紀後半、東金子窯跡群は8世紀前半とされるが<sup>113</sup>、これらの窯で焼成された須恵器の運搬経路は、操業開始時に新しく開拓されたものではなく、より古い段階にさかのぼる伝統的な交通路が利用されたと見られている<sup>114</sup>。

このように、旧入間川水系を利用した河川交通が、早くから利用されていたとすれば、横渟屯倉が設置された時期においても、横見地域は旧入間川水系の上流域と下流域をつなぐ河川交通の要衝であったと位置づけられる。すなわち、下流からの物資が和田吉野川・市野川・入間川などの各河川の流路に分かれて上流へと運ばれる際にも、上流からの物資が旧入間川（現荒川）に合流して下流へと運ばれる際にも、この地域を通過する必要がある。かりにこの地域の交通・流通を管理できなければ、旧入間川水系の利用はより小規模なものになっていたことが容易に想像される<sup>115</sup>。よって、横渟屯倉が横見地域に設置された背景には、旧入間川水系の河川交通を

掌握する目的があったと考えられる。これまでも武蔵国の屯倉の一部は水系との関係が指摘されてきたが<sup>116</sup>、改めて整理するならば、橘花屯倉は鶴見川・矢上川水系<sup>117</sup>、倉櫛屯倉は帷子川・大岡川水系、多氷屯倉は多摩川水系に対応しており、横渟屯倉もやはり旧入間川水系と不可分の関係にあったと見ることができる。

次に、陸上交通については『続日本紀』宝亀2年(771)10月己卯条に、

太政官奏、武蔵国、雖<sub>レ</sub>属<sub>二</sub>山道<sub>一</sub>、兼承<sub>二</sub>海道<sub>一</sub>。公使繁多、祇供難<sub>レ</sub>堪。其東山駅路、従<sub>二</sub>上野国新田駅<sub>一</sub>、達<sub>二</sub>下野国足利駅<sub>一</sub>。此便道也。而枉従<sub>二</sub>上野国邑楽郡<sub>一</sub>、経<sub>二</sub>五箇駅<sub>一</sub>、到<sub>二</sub>武蔵国<sub>一</sub>。事畢去日、又取<sub>二</sub>同道<sub>一</sub>、向<sub>二</sub>下野国<sub>一</sub>。今東海道者、従<sub>二</sub>相模国夷参駅<sub>一</sub>、達<sub>二</sub>下総国<sub>一</sub>。其間四駅、往還便近。而去<sub>レ</sub>此就<sub>レ</sub>彼、損害極多。臣等商量、改<sub>二</sub>東山道<sub>一</sub>、属<sub>二</sub>東海道<sub>一</sub>、公私得<sub>レ</sub>所、人馬有<sub>レ</sub>息。奏可。

とある。これによれば、宝亀2年以前の東山道駅路が上野国の新田駅<sup>118</sup>から邑楽郡を経て南下し、計5つの駅家<sup>119</sup>を通過して武蔵国府へ向かっていたことが知られる。

この東山道武蔵路に関連する道路遺構は、武蔵国府跡（東京都府中市）、武蔵国分寺跡・恋ヶ窪遺跡（国分寺市）、上水本町地点・原島農園地点・小川団地内地点（小平市）、野口橋地点・本町2丁目地点・八国山緑地地点（東村山市）、東の上遺跡（埼玉県所沢市）などで検出されている<sup>120</sup>。その北方では、宮ノ越遺跡（狭山市）から馬具（轡・留金具）や馬の顎骨が<sup>121</sup>、八幡前・若宮遺跡（川越市）から「駅長」と墨書された土師器がそれぞれ出土しており<sup>122</sup>、この付近を通過した可能性が指摘されている。そして、このルートを延長していくと横見地域に至る。この地域に含まれる範囲では、宮町遺跡・山田遺跡（坂戸市）と、先にも触れた西吉見条里遺跡が注目される（図1）。

まず、宮町遺跡<sup>123</sup>からは「路家」と墨書された須恵器が8世紀中頃の住居跡から出土している。「路家」は「道の近くの家」を意味すると解釈されている<sup>124</sup>。ただし、たとえば播磨国布勢駅家と推定される小犬丸遺跡（兵庫県たつの市）からは、「駅」と墨書された須恵器と、「布勢井辺家」と墨書された土師器、井戸の遺構などがあわせて出土しており、「布勢井辺家」とは「井戸を司った駅戸」を指すと

の見方もある<sup>(118)</sup>。これを参考にするならば、「路家」は「駅路を司った駅戸」と理解することもできる。

次に、山田遺跡<sup>(119)</sup>では、8世紀末から9世紀初頭の年代を示す住居跡から、「片牧」と墨書された須恵器が出土している。「片」は遺跡の所在地である坂戸市片柳新田の「片」と共通する。「牧」については、厩牧令16置駅馬条に、

凡諸道置<sub>二</sub>駅馬<sub>一</sub>、大路二十疋、中路十疋、小路五疋。使稀<sub>二</sub>之<sub>一</sub>、国司量置。不<sub>二</sub>必須<sub>一</sub>之<sub>一</sub>足。皆取<sub>二</sub>筋骨強壯者<sub>一</sub>充。每<sub>レ</sub>馬各令<sub>二</sub>中中戸養飼<sub>一</sub>。若馬有<sub>二</sub>闕失<sub>一</sub>者、即以<sub>二</sub>駅稻<sub>一</sub>市替。其伝馬每<sub>レ</sub>郡各五。皆用<sub>二</sub>官馬<sub>一</sub>。若無者、以<sub>二</sub>当<sub>一</sub>处官物<sub>一</sub>市充。通取<sub>二</sub>家富兼丁者<sub>一</sub>付之。令<sub>三</sub>養以供<sub>二</sub>迎送<sub>一</sub>。

とあり、駅戸の中々戸以上が駅馬を飼養し、伝馬は郡司が運営して官馬を用いると規定されていることから、この付近に駅馬や伝馬を飼養するための牧が存在したと見られている<sup>(120)</sup>。

これら二つの遺跡からは、道路遺構そのものが検出されているわけではないが、「路家」・「片牧」と記された墨書土器の存在は、横見地域を東山道武蔵路が通過しており、交通に関係する何らかの施設が存在したことを示唆するものと言える。

さらに、西吉見条里遺跡<sup>(121)</sup>からは、幅が最大11m、長さが約70mにおよぶ道路遺構が検出されている。路盤には砂利が敷き詰められ、その上に土を盛っている。道路の中央付近には通行方向に沿って伸びる深さ5cmの細長いくぼみが平行して数本残されており、荷車などが往来した轍痕と見られる。路盤の下層には広葉樹の樹皮を一定方向に揃えた粗朶を敷き、砂利・川原石・建築廃材・雑木片などを埋め込むなど、地盤改良の形跡が認められ、恋ヶ窪遺跡で検出された東山道武蔵路の遺構との類似性が指摘されている<sup>(122)</sup>。共伴した土師器・須恵器の年代などから、この道路は7世紀末に整備され、複数回の改修を経て9世紀後半頃に廃絶したと推定される。なお、この道路遺構の延長上に位置する三ノ耕地遺跡・御所遺跡・天神前C遺跡（吉見町）でも、道路の側溝と思われる溝状の遺構が検出されており<sup>(123)</sup>、合計すると総延長は3.3kmに及ぶ。

これらを東山道武蔵路と見るか否かは、現在のところ判断が分かれている。東の上遺跡以北の東山道武蔵路のルートは確定していないが、吉見丘陵西側の東松山市街を北上し、現在の熊谷市妻沼台付近か

ら利根川を渡ったとする案が広く知られている<sup>(124)</sup>。これにしたがえば、西吉見条里遺跡の道路遺構は東山道武蔵路のそれではなく、その途中から分岐して常陸国方面に向かった駅路か<sup>(125)</sup>、もしくは郡家間を結ぶ伝路であった<sup>(126)</sup>ということになる。

それに対して、低湿地部でも直線性を保っていることや、地盤改良などに大規模な労働力を費やしていること、恋ヶ窪遺跡の道路と築造工法が類似していることなどを重視して、東山道武蔵路の一部であった可能性を高く評価する見方もある<sup>(127)</sup>。その場合には、東山道武蔵路は川島町北西部を通過した後<sup>(128)</sup>、吉見丘陵の東側を迂回する形で吉見町・鴻巣市を通り、北上して熊谷市から利根川を渡ったことになる<sup>(129)</sup>。

また、この道路遺構は真北から少し東に傾斜して北北東へ延びており、現在の行田市方面へ向かっている。これに関連して注目されるのは、

・武蔵国□□郡宅□□駅菱子一斗五升

・靈龜三年十月

178・21・5 032

と記された木簡が、平城宮跡から出土していることである<sup>(130)</sup>。寺崎保広は「□□郡」を「築蕁郡」と読み、埼玉郡を示すものとする。「宅□□駅」は、埼玉郡内に該当する旧忍領に「谷之郷」の地名があり、『新編武蔵風土記稿』に、

谷之郷ハ忍城北谷口ノ北ニアリテ太田庄或ハ忍庄園トモイヘリ。(略)正保ノ改ニハ谷村ト載ス。今ハ谷之郷と記スレト、唱ヘハ猶ヤカウトイヘリ。亦、男衾郡本多村教念寺寄付状ノ内、康暦元年十月一日エタ彦次郎貞康カ状ニヤノカウノ内。彦四郎名ノ田式段ノ事、先寄進ノ旨ニ任テ渡申所ト載シハ、当所ノコトナルヘシ。モシサアランニハ、昔ヨリヤノカウトモヤカウトモ互ニ唱ヘシナラン。

とあることから、これを「宅子（やかご）駅」と読み、現在の行田市谷郷（やごう）に比定している<sup>(131)</sup>。

西吉見条里遺跡の道路遺構は、走行方向からして、この「築蕁郡宅子駅」に向かったと見られる<sup>(132)</sup>。かりにこのルートをとるならば、東山道武蔵路は吉見町・鴻巣市から行田市まで直進した後、『万葉集』に詠まれた「埼玉の津」<sup>(133)</sup>や埼玉古墳群の付近を通過し、「築蕁郡宅子駅」を経由して、利根川を渡り上野国へ入ったことになる。

このように、東の上遺跡以北の東山道武蔵道はい

くつかのルートが想定されるが、いずれにしても横見地域を通過しており、この付近で複数の方面に分岐していたことは間違いない。それらは、南は多磨方面（多氷屯倉や、のちの多磨郡・武蔵国府）に、北東は埼玉方面（笠原直使主の本拠地である埼玉古墳群付近や、のちの埼玉郡）に、そして北は上野方面（上毛野君小熊の本拠地と見られる七輿山古墳付近および緑野屯倉<sup>(134)</sup>、のちの上野国邑楽郡および新田駅）にそれぞれ通じていたと見ることができるとは。したがって、横見地域は河川交通に加えて、陸上交通の要衝でもあったと考えられる。

もっとも、古代の計画道路が全国に広がったのは7世紀後半であり<sup>(135)</sup>、東山道武蔵路の築造年代も7世紀第4四半期とされている<sup>(136)</sup>。しかし、『日本書紀』では欽明朝以降に「駅馬」などの用語が頻出することから、坂本太郎は駅路が欽明朝から発生しつつあったと述べている<sup>(137)</sup>。たしかに、「駅馬」の語は『日本書紀』欽明32年（571）4月壬辰条に

天皇寢疾不予。皇太子向<sub>レ</sub>外不<sub>レ</sub>在。駅馬召到、引<sub>二</sub>入臥内<sub>一</sub>、執<sub>二</sub>其手<sub>一</sub>詔曰、朕疾甚。以<sub>二</sub>後事<sub>一</sub>属<sub>レ</sub>汝。汝須<sub>下</sub>打<sub>二</sub>新羅<sub>一</sub>、封<sub>中</sub>建任那<sub>上</sub>。更造<sub>二</sub>夫婦<sub>一</sub>、惟如<sub>二</sub>旧日<sub>一</sub>、死無<sub>レ</sub>恨之。

とあるのが初見であり、これ以降、駅制に関連する用語が散見されるようになる。6世紀前半は、国造制・部民制・屯倉制などの地方支配制度が整備されていった時期でもあり、この時期に王権が各地に存在した交通体系の把握に乗り出すことは十分にあり得ると思われる。

また、『日本書紀』皇極2年（643）11月丙子条には、

蘇我臣入鹿、遣<sub>二</sub>小徳巨勢徳太臣・大仁土師娑婆連<sub>一</sub>、掩<sub>二</sub>山背大兄王等於斑鳩<sub>一</sub>。(略)山背大兄、仍取<sub>二</sub>馬骨<sub>一</sub>、投<sub>二</sub>置内寝<sub>一</sub>。遂率<sub>二</sub>其妃并子弟等<sub>一</sub>、得<sub>レ</sub>間逃出、隱<sub>二</sub>膽駒山<sub>一</sub>。三輪文屋君・舍人田目連及其女・菟田諸石・伊勢阿部堅経従焉。(略)由<sub>レ</sub>是、山背大兄王等、四五日間、淹<sub>二</sub>留於山<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>得喫飯<sub>一</sub>。三輪文屋君、進而勸曰、請、移<sub>二</sub>向於深草屯倉<sub>一</sub>、從<sub>レ</sub>茲乘<sub>レ</sub>馬、詣<sub>二</sub>東国<sub>一</sub>、以<sub>二</sub>乳部<sub>一</sub>為<sub>レ</sub>本、興<sub>レ</sub>師還戰。其勝必矣。

とある。これは蘇我入鹿による上宮王家襲撃の場面であり、生駒山に隠れた山背大兄王に対して、側近の三輪君文屋が深草屯倉<sup>(138)</sup>に移動し、そこから馬に乗って東国に逃れることを提案している<sup>(139)</sup>。この描

写から、深草屯倉には馬が備えられていたことが分かる<sup>(140)</sup>。先に触れた小犬丸遺跡からも、「駅」と墨書された須恵器とともに、「三宅」・「大宅」と墨書された須恵器や、「宅」と墨書された土師器などが出土しており<sup>(141)</sup>、駅家と屯倉の密接な関係が看取される。

これらの例から小池浩平は、屯倉が通信や軍事のための機能を備えていたとした上で、のちに東山道武蔵路として整備されるルートも駅制の成立以前からすでに存在し、その主要地点には屯倉が設置されており、これを踏襲する形で駅路・駅家が整備されていったと論じている<sup>(142)</sup>。首肯すべき指摘であろう。

さらに、『続日本紀』神護景雲2年（768）6月癸巳条には、

武蔵国、献<sub>二</sub>白雉<sub>一</sub>。勅、(略)於<sub>レ</sub>是、武蔵国橘樹郡人飛鳥部吉志五百国、於<sub>二</sub>同国久良郡<sub>一</sub>、獲<sub>二</sub>白雉<sub>一</sub>献焉。(略)宜<sub>下</sub>自<sub>二</sub>武蔵国天平神護二年<sub>一</sub>已往正税未納皆赦除<sub>上</sub>。又免<sub>二</sub>久良郡今年田租三分之一<sub>一</sub>。又国司及久良郡司各叙<sub>二</sub>位一級<sub>一</sub>。其献<sub>二</sub>雉人五百国、宜<sub>下</sub>授<sub>二</sub>従八位下<sub>一</sub>、賜<sub>中</sub>純十疋・綿廿屯・布卅端・正税一千束<sub>上</sub>。

とあり、武蔵国橘樹郡の人である飛鳥部吉士五百国が、同国久良郡で白雉を得たという。第一章で触れたとおり、橘花屯倉は橘樹郡、倉櫛屯倉は久良郡に比定される。ここに登場する飛鳥部吉士氏などの吉士集団は、主に対外交渉に活躍した渡来系氏族であるが<sup>(143)</sup>、『日本書紀』安閑2年（535）9月丙午条には、

詔<sub>二</sub>桜井田部連・県犬養連・難波吉士等<sub>一</sub>、主<sub>二</sub>掌屯倉之税<sub>一</sub>。

とあり、吉士集団の中心的な地位にあった難波吉士氏は屯倉の税を掌ったと伝えられていることから、飛鳥部吉士氏も武蔵国造職をめぐる争いの後に武蔵へ入部してきたか、もしくはこれ以前に移住していた人々が新たに編成され、屯倉の経営に従事したと見られている<sup>(144)</sup>。よって、飛鳥部吉士氏が橘樹郡から久良郡に赴いていたことは、偶発的な出来事ではなく、かつての橘花屯倉と倉櫛屯倉を結ぶ交通路や、これらの経営に従事した飛鳥部吉士氏のネットワークが8世紀以降にも残存していたことをうかがわせる。

以上を踏まえるならば、横渟屯倉が設置された6世紀前半において、横見地域は河川交通のみならず、陸上交通の要衝でもあったと見ることができるとは。したがって、横渟屯倉は状況に応じて様々な役



割を担ったであろうが、それに加えて上記したような交通・流通体系との関係も看過することはできない。これまでも畿内の竹内街道から横大路へとつづく交通路上に依網屯倉<sup>(143)</sup>・小壑田屯倉<sup>(144)</sup>が位置することや<sup>(145)</sup>、北部九州の玄界灘から内陸部を経て周防灘に至るルート上に糟屋・穂波・鎌・我鹿の各屯倉が、周防灘から関門海峡に至るルート上に桑原・肝等・大抜・膝崎の各屯倉が、それぞれ分布することが指摘されている<sup>(146)</sup>。こうした交通路と密接に関わる屯倉のあり方は、横渟屯倉の性格にも敷衍することができると思われる。つまり、横渟屯倉は武蔵国中央部を占める旧入間川水系の河川交通と、南・北武蔵および上野の各方面をつなぐ陸上交通を掌握するため設置された「交通・流通の拠点」としての側面を持っていたと考えられるのである。

## 結語

本稿では、武蔵国造職をめぐる争い（武蔵国造の乱）の後に設置された四处の屯倉のうち、特に横渟屯倉の比定地について考察を行った。論旨を整理するならば、次のとおりである。

- ・橘花屯倉は橘樹郡、倉櫛屯倉は久良郡、多氷屯倉は多磨郡にそれぞれ比定される。横渟屯倉については、横見郡説、荏原郡説、多磨郡横野説がある。このうち荏原郡説は、ほかの三つの屯倉が南武蔵に置かれたことを根拠とするが、屯倉は国造の勢力を取り囲むように配置される場合もあり、複数の屯倉が必ずしも集中して置かれるとは限らない。また、横野説は、多磨郡内の地名とされる「玉の横野」が鎌倉時代の和歌に読み込まれていることなどを根拠とするが、「玉の横野」は『武蔵名勝図会』が武蔵国多磨郡の地名と推定する以前は、和泉国に所在する地名と考証されており、現状では武蔵国の地名であると断定できない。しかも、横野説をとった場合には、横渟屯倉と多氷屯倉の所在地が重複してしまう。さらに、四处の屯倉はいずれも小杵の本拠地である南武蔵から献上されたとする見方もあるが、近年では小杵の本拠地を北武蔵とする説が有力である。これらの諸点から、荏原郡説や多磨郡横野説を首肯することはできない。
- ・古代から「渟」と「沼」が通用されていたこと、横見地域（古代の横見郡域が設定される前提と

なった範囲）には池沼が多く形成されていたこと、横見地域に含まれる現在の坂戸市東部には「横渟」に通じる「横沼」という地名が残っていることなどから、横渟屯倉の「横渟」とは、横見地域の景観に由来すると考えられる。多磨郡横野の「野」は平野を意味しており、「横渟」と「横野」では表す景観が全く異なってしまう。よって、『日本書紀』で「横渟」と表記された地域が、のちに「横野」に変化することは想定しがたい。むしろ、多くの池沼が広がる自然地形から「よこぬ」という地名が発生し、当該地域に屯倉が置かれた際に、この「よこぬ」が屯倉の名称とされ、のちにそのことが『日本書紀』（の原資料）に記載される段階で、「よこぬ」の「ぬ」の音に対して池沼を意味する「渟」が当てられ、「横渟」屯倉という表記が採用されたと理解できる。したがって、横渟屯倉はその「横渟」が意味する景観に相応しい横見地域に比定するのが妥当である。

- ・横渟屯倉が置かれた6世紀前半において、横見地域は河川交通と陸上交通の要衝であった。この地域は旧入間川水系（現荒川、かつての和田吉野川—市野川—入間川を本流とする川筋）に属する多くの河川の合流地点であり、その上流域と下流域をつなぐ物資輸送の経路地でもあった。また、この地域では陸上の交通ルートが三方向に分岐しており、南は多磨方面に、北東は埼玉方面に、北は上野方面にそれぞれ通じていた。こうした点を重視するならば、横渟屯倉は武蔵国中央部を占める旧入間川水系の河川交通と、南・北武蔵および上野の各方面をつなぐ陸上交通を掌握するために置かれた「交通・流通の拠点」であったと考えることができる。

さて最後に、横渟屯倉と武蔵国造のクニ（いわゆる国造国）との関係について、付言しておきたい。国造の任命と屯倉の設置が一体のものであったことは、すでに指摘されているが<sup>(149)</sup>、本稿で論じたように横渟屯倉が「交通・流通の拠点」としての機能を有していたことからすれば、交通路の掌握も国造制の成立と深く関わっていたと推定される。国造が管掌したクニは、王権が二次的に設定した行政区としての性格を持っており<sup>(150)</sup>、国造が任命されるに当たっては、その国造が管掌するクニの範囲の設定（隣接するクニとの境界の画定）が行われたと見ら

れる<sup>(5)</sup>。その際には、『常陸国風土記』多珂郡条に、  
 古老曰、斯我高穴穗宮大八洲照臨天皇之世、  
 以<sub>二</sub>建御狭日命<sub>一</sub>、任<sub>二</sub>多珂国造<sub>一</sub>。(略)建御狭  
 日命、当<sub>二</sub>所<sub>レ</sub>遺時<sub>一</sub>、以<sub>二</sub>久慈堺之助河<sub>一</sub>、為<sub>二</sub>  
道前<sub>一</sub>。〈去<sub>レ</sub>郡西南三十里。今猶称<sub>二</sub>道前里<sub>一</sub>。〉  
 陸奥国石城郡苦麻之村、為<sub>二</sub>道後<sub>一</sub>。

とあり、助河を「道前」（多珂国造が管掌する多珂のクニの南限）とし、陸奥国石城郡苦麻村を「道後」（多珂のクニの北限）としたと説明しているように、国造のクニの境界は土地を直線によって整然と区切ったものではなく、国造制の施行以前から各地域で形成されていた河川・陸上の交通路上に設定されたと理解できる<sup>(5)</sup>。

とするならば、王権が屯倉の設置によって当該地域の交通路を掌握することは、国造のクニの範囲を画定するために不可欠な作業であり、そうした意味において国造の任命と屯倉の設置、さらに交通路の掌握は互いに連関する事象であったと位置づけることができる。武蔵の場合も、国造職をめぐる争いの後、横渟屯倉を設置することで掌握された河川・陸上交通のあり方が、武蔵国造のクニの範囲を規定する前提になったと考えられる。この点は別稿で改めて論じることとしたい。

注

- (1) 7世紀以前における大和王権の地方支配制度を総括的に論じた近年の研究として、篠川賢『日本古代の歴史』2（吉川弘文館、2013年）、森公章「国造制と屯倉制」（大津透・桜井英治・藤井譲治・吉田裕・李成市編『岩波講座日本歴史』2 古代2、岩波書店、2014年）などがある。
- (2) 『日本書紀』継体21年（527）6月甲午条・8月辛卯条、継体22年（528）11月甲子条・12月条など。
- (3) 武蔵国造は、ほかに「无邪志国造」・「胸刺国造」（『国造本紀』）、「無邪志国造」（『高橋氏文』）などとも表記されるが、本稿では『日本書紀』安閑元年（534）閏12月是月条にしたがう。
- (4) 屯倉は、ほかに「屯家」・「御家」・「三宅」・「三家」・「官家」などとも表記されるが、本稿では『日本書紀』安閑元年閏12月是月条にしたがう。
- (5) 研究史整理としては、清水久男「『武蔵国造の乱』への招待」（大田区立郷土博物館編『武蔵国造の乱』東京美術、1995年、初出1994年）、城倉正祥「武蔵国造争乱」（『史観』165、2011年）などがある。
- (6) 拙稿「武蔵国高麗郡と武蔵国造」（高橋一夫・須田勉編『古代高麗郡の建郡と東アジア』高志書院、2018年）。
- (7) 平野邦雄「六世紀の国家組織」（『大化前代政治過程の研究』吉川弘文館、1985年）、鎌田元一「屯倉制の展開」（『律令公民制の研究』塙書房、2001年、初出1993年）など。
- (8) 館野和己「屯倉制の成立」（『日本史研究』190、1978年）、

- 同「ミヤケ制再論」（『奈良古代史論集』2、1991年、同「ヤマト王権の列島支配」（歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座』1、東京大学出版会、2004年）。
- (9) 仁藤敦史「古代王権とミヤケ制」（『古代王権と支配構造』吉川弘文館、2012年、初出2005年）、同「貴族・地方豪族のイエとヤケ」（『古代王権と支配構造』前掲、初出2007年）、同「古代王権と「後期ミヤケ」（『古代王権と支配構造』前掲、初出2009年）。
- (10) 近年の研究史整理には、堀川徹「ミヤケ制研究の射程」（『史叢』92、2015年）がある。
- (11) 館野和己「ミヤケ制研究の現在」（『一般社団法人日本考古学協会2012年度福岡大会研究発表資料集』2012年）。
- (12) 津田左右吉「日本古典の研究」下（『津田左右吉全集』2、岩波書店、1963年、初出1950年）、原島礼二「『日本書紀』のミヤケ設置記事」（『日本古代王権の形成』校倉書房、1977年、初出1974年）、同「『日本書紀』の屯倉観」（『日本古代王権の形成』校倉書房、1977年、初出1976年）。
- (13) 『日本書紀』継体22年（528）12月条。
- (14) 館野和己「屯倉制の成立」（前掲）など。
- (15) 仁藤敦史「古代王権と「後期ミヤケ」（前掲）など。
- (16) 現在の神奈川県横浜市北東部・川崎市にほぼ相当し、郡家跡は橘樹官衙遺跡群（川崎市高津区千年）として整備されている。以下、地名の比定に関して出典を記さない場合は、『角川日本地名大辞典』（角川書店、1978～1990年）、『日本歴史地名大系』（平凡社、1979～2004年）などによる。また、郡名・郷名の表記は原則として『和名類聚抄』による。
- (17) 谷川士清『日本書紀通証』（成立1762年）、河村秀根・殷根・益根『書紀集解』（成立1785～1804年頃）、飯田武郷『日本書紀通釈』（成立1899年）、吉田東伍『大日本地名辞書』（富山房、1900～07年）、村岡良弼『日本地理志料』（東陽堂支店、1902～03年）など。以下、書名は適宜略称する。
- (18) 現在の神奈川県川崎市中原区宮内や、同市幸区小倉に比定する説がある（『日本地理志料』）。なお、近年では、橘花屯倉は橘樹郡の中でも郡家が置かれたとされる橘樹郷ではなく、あくまでも御宅郷につながる点を強調する見方も出されている（堀川徹「武蔵国造の乱と橘花ミヤケ」〈『史叢』95、2016年〉）。
- (19) 現在の神奈川県横浜市にほぼ相当する。
- (20) 『日本書紀通証』、『書紀集解』、『日本書紀通釈』、『大日本地名辞書』、『日本地理志料』など。
- (21) 現在の東京都多摩地域にほぼ相当する。
- (22) 『日本書紀通証』、『大日本地名辞書』、『日本地理志料』など。
- (23) 現在の横浜市南区井土ヶ谷・弘明寺町付近に比定する説がある（『日本地理志料』）。
- (24) 現在の東京都品川区大井が遺称地と見られる。
- (25) 前者は、『書紀集解』。後者は、関和彦「『武蔵国造』と多摩」（『月刊歴史手帖』23-10、1995年）、伊藤循「筑紫と武蔵の反乱」（吉村武彦編『古代を考える 継体・欽明朝と仏教伝来』吉川弘文館、1999年）など。
- (26) 小島憲之・直木孝次郎・西宮一民・蔵中進・毛利正守校注・訳『新編日本古典文学全集2 日本書紀』3（小学館、1996年）頭注。
- (27) 『日本書紀』景行40年は歳条など。
- (28) 『万葉集』14-3402。

- (29) 建武4年(1337)カ「足利直義書状」(『群馬県史』資料編6 中世2、1984年)など。
- (30) 『日本書紀』仁徳13年9月条。
- (31) 『日本書紀』継体22年(528)12月条。
- (32) 『日本書紀』安閑2年(535)5月甲寅条。
- (33) 『日本書紀』安閑2年5月甲寅条。
- (34) 『日本書紀』敏達12年(583)是歳条。
- (35) 『日本書紀』欽明17年(556)10月条。
- (36) 現在の東京都品川区・目黒区・大田区一帯に相当する。
- (37) 古江亮仁「先史時代及び古代」(『川崎市史』1968年)
- (38) たとえば、『埼玉県史』2(埼玉県、1931年)には、「四所屯倉の内、他の三所が皆、武蔵南部の多摩川流域であるのを見れば、この横滄もまた武蔵南部に求めた方が妥当の様に思はれる。この四屯倉の領域は恐らく笠原使主が併合した土地で、小杵の拠って居た場所と考ふべく、使主は新附の一部を割いて献上したものと思はれる」とある。
- (39) 『日本書紀』継体21年(527)9月甲午条に「於レ是、磐井掩<sub>レ</sub>據火豊二国<sub>一</sub>、勿<sub>レ</sub>使修職<sub>一</sub>」とある。
- (40) 『和名類聚抄』に筑前国糟屋郡がある。現在の福岡県糟屋郡を遺称地とする。
- (41) 『和名類聚抄』に筑前国穂浪郡穂浪郷がある。現在の福岡県飯塚市(旧穂波町)付近に比定される。
- (42) 『和名類聚抄』に筑前国嘉麻郡がある。現在の福岡県嘉麻市鴨生が遺称地と見られる。
- (43) 『延喜式』兵部省86諸国駅伝馬条に豊前国社崎駅がある。現在の福岡県北九州市門司付近に比定される。
- (44) 『和名類聚抄』に筑後国上妻郡桑原郷がある。現在の福岡県八女市南部(旧黒木町)一帯に比定する説がある。
- (45) 『和名類聚抄』に豊前国京都郡刈田郷がある。現在の福岡県京都郡苜田町苜田が遺称地と見られる。
- (46) 現在の福岡県北九州市小倉南区貫が遺称地と見られる。
- (47) 現在の福岡県田川郡赤村が遺称地と見られる。
- (48) 『和名類聚抄』に肥後国詫麻郡三宅郷がある。現在の熊本県熊本市西区春日町が遺称地と見られる。
- (49) 現在の福岡県福岡市南区三宅や、比恵遺跡群(福岡市博多区)との関連が指摘されている。
- (50) 『日本書紀』安閑2年5月甲寅条、宣化元年(536)5月辛丑条。
- (51) 『日本書紀』欽明17年(556)10月条。『和名類聚抄』に紀伊国名草郡大宅郷・海部郡峰家(みやけ)郷がある。現在の和歌山県和歌山市手平付近に比定される。
- (52) 『日本書紀』安閑2年5月甲寅条。河辺屯倉は、現在の和歌山県和歌山市川辺が遺称地と見られる。経湍屯倉は、現在の同市布施屋が遺称地と見られる。
- (53) 拙稿「紀伊国造の成立と展開」(『日本古代氏族系譜の基礎的研究』東京堂出版、2012年、初出2011年)。
- (54) 『日本書紀』安閑2年5月甲寅条。間敷屯倉は『和名類聚抄』に尾張國中島郡三宅郷・海部郡三宅郷があり、現在の愛知県稲沢市平和町中三宅が遺称地と見られる。入鹿屯倉は、現在の愛知県犬山市に所在する入鹿池付近に比定される。
- (55) 『日本書紀』安閑2年5月甲寅条。越部屯倉は、『和名類聚抄』に播磨国揖保郡越部郷があり、現在の兵庫県たつの市中部(旧新宮町)に比定される。牛鹿屯倉は、現在の同県姫路市四郷町本郷に比定する説や、高砂市曾根町に比定する説などがある。
- (56) 『播磨国風土記』飾磨郡飾磨御宅条。『和名類聚抄』に播磨国飾磨郡がある。現在の兵庫県姫路市飾磨区三宅が遺称地と見られる。
- (57) 文政3年(1820)成立。引用は、植田孟縉『武蔵名勝図会』(慶友社、1967年)による。
- (58) 具体的な地名としては、近世・近代に横山宿・横山村・元横山村・新横山村などがあり、現在の東京都八王子市横山町を遺称地とする。
- (59) 澄月編。乾元2年(1303)頃成立。
- (60) 二条為明・頼阿編。貞治3年(1364)成立。
- (61) 頼阿編。正編10巻は延文4年(1359)頃、続編5巻は貞治5年(1366)頃成立。本文中に引用した第三首は正編に所収。
- (62) 鈴木靖民「南武蔵と大和王権」(『相模の古代史』高志書院、2014年、初出1993年)、同「古代地域社会像の復元に向けて」(古代武蔵国研究会『シンポジウム古代武蔵国を考える』2003年)。
- (63) 深澤靖幸「武蔵国府・国分寺跡出土の「多上」「多下」文字瓦をめぐって」(村田文夫先生還暦記念論文集刊行会『地域考古学の展開』、2002年)など。
- (64) 鈴木靖民「古代地域社会像の復元に向けて」(前掲)。
- (65) 関和彦「『武蔵国造』と多摩」(前掲)。
- (66) 香川宣阿著・香川景新增訂。享保8(1723)成立。
- (67) 衣笠一閑著。貞享元年(1684)成立。なお、『堺鑑』は第一首を『歌枕名寄』からではなく、『藻塩草』(宗碩著、永正10年(1513)頃成立)から引用している。以下に挙げた『和泉名所図会』も同じ。
- (68) 高志芝巖著。宝暦7年(1757)成立。
- (69) 秋里籬島著。寛政8年(1796)成立。
- (70) 堺は、大小路を境に摂津国・和泉国に分かれる。南宗寺は大小路の南に位置しており、和泉国に含まれる。
- (71) 和島誠一・甘粕健「武蔵の争乱と屯倉の設置」(『横浜市史』1、1958年)、甘粕健「古墳からみた武蔵国造の反乱」(『前方後円墳の研究』同成社、2004年、初出1970年)、同「『武蔵国造の反乱』再検討」(大田区立郷土博物館編『武蔵国造の乱』東京美術、1995年)。
- (72) 金井塚良一「稲荷山古墳と武蔵国造の争乱」(『古代東国史の研究』埼玉新聞社、1980年、初出1979年)など。
- (73) 渡辺貞幸「辛亥銘鉄剣を出土した稲荷山古墳をめぐって」(『考古学研究』25-3、1978年)、清水久男「『武蔵国造の乱』への招待」(前掲)など。
- (74) 渡辺貞幸「辛亥銘鉄剣を出土した稲荷山古墳をめぐって」(前掲)、金井塚良一「稲荷山古墳と武蔵国造の争乱」(前掲)など。
- (75) 若松良一「比企の大首長と武蔵国造」(若松良一・山川守男・金子彰男『諏訪山三十三号墳の研究』1978年)、同「菖蒲天王山塚古墳の造営時期と被葬者の性格について」(『土曜考古』6、1982年)、滝沢規朗「武蔵における首長墓の変遷」(『東京考古』10、1992年)。
- (76) 城倉正祥は研究史整理を踏まえて、「考古学的成果を総合的に考える限り、武蔵国造争乱は埼玉古墳群を中心とした北武蔵の地域社会の中で勃発した争乱の可能性が高い」と総括している(城倉正祥「武蔵国造争乱」〈前掲〉)。
- (77) 『日本書紀通証』、『書紀集解』、『日本書紀通釈』、『大日本地名辞書』など。また、戦後の主な研究としては、甘粕健「古墳からみた武蔵国造の反乱」(前掲)、金井塚良一「渡来系氏族壬生吉士氏の北武蔵移住」(『古代東国史



の研究」埼玉新聞社、1980年、初出1979年）、原島礼二「大和王権と武蔵国造」（『新編埼玉県史』通史編1、1987年）などがある。

- (78) 「横見」から「吉見」への表記の変化について、鈴鹿千代乃は『万葉集』1-27に「淑き人の よしとよく見て よしと言ひし 吉野よく見よ 良き人よく見（淑人乃 良跡吉見而 好常言師 芳野吉見〈与〉 良人四来三）」とあり、「吉見」を「よくみ」と読んでいることから、「吉見」は好字であって、恐らくはそれ以前、「ヨクヨ（ミカ）」に当る一字一音の用字をもって表はしていた郡名を、和銅六（七一三）年五月の好字の制に於いて、「吉見」と改めたのを次第に「ヨコミ」と転ずるやうになり、「横見」の用字を生み、又一方、「吉見」の用字から「ヨシミ」と訓むやうになった」と述べている（鈴鹿千代乃「横見神社」〈式内社研究会編『式内社調査報告』11 東海道6、皇学館大学出版部、1976年）。しかし、飛鳥京跡出土木簡に「横見評」と記したのものがあ（『評制下荷札木簡集成』71）、「横見」の表記は好字令以前に存在していたことが確認できる。よって、「横見（よこみ）」と表記・呼称されていた地域が、のちに「よこみ」と「よくみ」の音通から「吉見」とも表記されるようになり、さらにその用字から「よしみ」の読みが生じたと考えるのが妥当である。
- (79) 早い例としては、建久7年（1196）「藤原氏女施入状」（『鎌倉遺文』古文書編補遺1-178）に「吉見郡」とある。
- (80) 正保元年（1644）「正保郷帳」・「正保国絵図」など。
- (81) 原島礼二「東松山市と周辺の古代」（『東松山市史編さん調査報告』13、1978年）。
- (82) 原島礼二「東松山市と周辺の古代」（前掲）。
- (83) 音の類似では、現在の埼玉県さいたま市岩槻区横根も注目されるが、地名の由来となった横根村は寛永年間（1624～44）に中村民五郎兵衛という人物によって開発されたと伝えられており（『新編武蔵風土記稿』）、古代にまで遡る地名ではないと考えられる。
- (84) このほかに金井塚良一は、比企地方に出現する胴張り横穴式石室と横穴墓に着目し、これらは横渟屯倉の管理者として移住してきた壬生吉士氏によってもたらされたとして、横渟屯倉をのちの横見郡・比企郡一帯に比定し、その設置時期を6世紀末から7世紀初頭と推定している（金井塚良一「吉見百穴横穴墓群出現の歴史的背景」〈『吉見百穴横穴墓群の研究』塙書房、1975年）、同「渡来系氏族壬生吉士氏の北武蔵移住」〈前掲）。また、当該地域における墓制の変革は、出雲や吉備から移住した人々によってもたらされたとする見方もある（若松良一「古墳葬制の変革と横渟屯倉の設置時期」〈『埼玉県立文書館紀要』31、2018年）。しかし、横穴墓の被葬者層として固定的な特定氏族を想定することには限界があるとの批判が、すでに出されている（池上悟「横穴墓の被葬者と性格論」『日本横穴墓の形成と展開』雄山閣、2004年、初出1988年）。屯倉の設置時期に関しても、冒頭でも述べたように『日本書紀』が伝える6世紀前半と見て差し支えない。よって、石室や横穴墓のあり方から屯倉の経営に従事した氏族を特定し、さらにその設置年代を推測することはできないと考えられる。
- (85) 『延喜式神名帳』武蔵国横見郡条。
- (86) 間宮士信ほか編。天保元年（1830）成立。
- (87) 式内社研究会編『式内社調査報告』11 東海道6（皇学館大学出版部、1976）、埼玉県神社庁神社調査団編『埼玉

- の神社』大里・北葛飾・比企（埼玉県神社庁、1992年）
- (88) 鴨長明著。建保2年（1214）頃成立。
- (89) 浅見和彦・伊東玉美訳注『新版 発心集』下（角川学芸出版、2014年）解説。
- (90) 原島礼二「東松山市と周辺の古代」（前掲）。
- (91) 大矢雅彦編『荒川流域地形分類図』（建設省関東地方建設局荒川上流工事事務所、1996年）、『埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書415 西吉見条里遺跡2』（前掲）。
- (92) 『埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書312 西吉見条里遺跡』（前掲）、埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書415 西吉見条里遺跡2』（前掲）。
- (93) 『鎌倉遺文』古文書編3-400。
- (94) このほかに、「東松山市と周辺の古代」（前掲）付図「吉見村字図（明治初年）」には「沼下」、付図「川島町全図」には川島町に「松永沼」・「谷中沼」、坂戸市に「沼田」の地名が見える。
- (95) 『鎌倉遺文』古文書編11-249。
- (96) 中世の入間郡は、入間川を境として右岸を入東郡、左岸を入西郡とも称した。この区分によれば、入間川の左岸に位置する現在の横沼は入西郡に含まれるはずであるが、前掲した「道崇（北条時頼）寺領寄進状案」・「将軍家（宗尊親王）政所下文案」によれば、「横沼郷」は「入東郡」に含まれていた。これは入東郡・入西郡の境界が入間川の氾濫と流路変更により変更されたことを示すと考えられる。その状況は、前掲した『発心集』が伝える入間川の洪水の情景とも合致する。
- (97) 『鎌倉遺文』古文書編11-250。
- (98) 岩城邦男「坂戸市内の中世地名と城館跡」（『坂戸市史』通史編1、1992年）、坂戸市教育委員会編『坂戸の歴史』（1992年）、福島正義「鎌倉期の川島」（『川島町史』通史編上、2007年）。
- (99) 岩城邦男「坂戸市内の中世地名と城館跡」（前掲）。
- (100) この点については、旧入間川水系を構成する主要河川の流路変遷にともない、現在の吉見町に相当する近世の横見郡域が次第に画定していき、一方で横見地域の辺縁部が近隣の郡に吸収されていく中で、「横沼」の地名がかつての横見地域の一部に残存したと考えることもできる。なお、筆者は以前、もとは一体であった地域の一部が、河川の流路変更によって隣接する郡に編入された事例を論じたことがある（拙稿「美濃国クルスタ地域と本巢国造」〈『日本古代氏族系譜の基礎的研究』東京堂出版、2012年、初出2003年）。
- (101) なお、「横渟」と「横見」の関係について付言しておきたい。前述したとおり、飛鳥京跡出土木簡には「横見評」と記したのものがあ（『評制下荷札木簡集成』71）。よって、当該地域は屯倉の設置段階では「よこぬ」と呼ばれていたが、のちに評制が施行されるまでの間に地域の名称が「よこみ」へ変化したことになる。
- そこで注目したいのは、交通の要衝を意味する「要害」という語を、『日本書紀』では「ぬま」・「ぬみ」と読む例が多く見られることである。たとえば『日本書紀』景行12年9月戊辰条には、
- 到<sub>二</sub>周芳娑麼<sub>一</sub>。（略）則留<sub>之</sub>、先遣<sub>二</sub>多臣祖武諸木・国前臣祖菟名手・物部君祖夏花<sub>一</sub>、令<sub>レ</sub>察<sub>二</sub>其状<sub>一</sub>。爰有<sub>二</sub>女人<sub>一</sub>。曰<sub>二</sub>神夏磯媛<sub>一</sub>。（略）参向而啓之曰、願無<sub>二</sub>下兵<sub>一</sub>。我之属類、必不<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>違者<sub>一</sub>。今将<sub>レ</sub>歸德矣。唯有<sub>二</sub>残賊者<sub>一</sub>、一曰<sub>二</sub>鼻垂<sub>一</sub>。（略）二曰<sub>二</sub>耳垂<sub>一</sub>。（略）

三曰=麻剥-。(略) 四曰=土猪折-。(略) 是四人也、其所<sub>レ</sub>攬並要害之地。(略) 願急擊之、勿失。

とあり、ここに見える「要害」に対して、紅葉山文庫本(国立公文書館内閣文庫所蔵)は「ぬみ」、寛文9年(1669)版本は「ぬま」「ぬみ」の二種類の古訓をそれぞれ施している。「ぬま」は「沼(ぬ)の間(ま)」に由来し、「ぬみ」は「ぬま」が転じたものとされる(坂本太郎・家永三郎・井上光貞・大野晋校注『日本古典文学大系67 日本書紀(上)』(岩波書店、1967年)頭注、小島憲之・直木孝次郎・西宮一民・蔵中進・毛利正守校注・訳『新編日本古典文学全集2 日本書紀』3(小学館、1994年)頭注)。

また、大和国忍海郡の「忍海」は、「於戸農瀨(おしぬみ)」(『日本書紀』顕宗即位前紀)と読まれており、現在の奈良県葛城市忍海(おしみ)を遺称地とする。つまり、「ぬみ」から「み」へ転訛する(「ぬ」が脱落する)場合のあることが確認できる。

このように「ぬま」を「ぬみ」とも言い、しかも「ぬみ」が「み」へ変化することを踏まえるならば、次のような推測が可能である。すなわち、横見地域の一帯は当初、池沼が点在する景観により「よこぬ」と呼ばれており、そのため屯倉が設置された段階では、この「よこぬ」が屯倉の名称とされ、そのことが『日本書紀』(の原資料)に記載される際には「横淳」の表記が用いられた。その後、この地は文字通り「沼の間」であると同時に、後述するように河川交通と陸上交通の要衝でもあり、しかもその重要性は屯倉の設置によりさらに増していったため、次第に「よこぬま」や「よこぬみ」とも呼ばれるようになり、さらにそこから「ぬ」が脱落して「よこみ」となった。そして、評が設置された時にはこの「よこみ」を冠し、「横見」の表記が用いられることになったと考えておきたい。

- (102) 伊藤潔「武蔵東部における古代須恵器」(伊興遺跡調査団編『武蔵伊興遺跡』1975年)、高橋一夫「古代の河川交通」(『草加市史研究』5、1987年)、宮瀧交二「関東の河川交通と土器流通」(鈴木靖民・川尻秋生・鐘江宏之編『日本古代の運河と水上交通』八木書店、2015年)など。
- (103) 浅野晴樹「埼玉県内出土の平安末期の施釉陶器」(『埼玉県立歴史資料館研究紀要』2、1971年)、伊藤潔「武蔵東部における古代須恵器」(前掲)、高橋一夫「古代の河川交通」(前掲)、宮瀧交二「関東の河川交通と土器流通」(前掲)。
- (104) 加藤恭朗「武蔵国における中核窯の流通とその実態」(『埼玉考古別冊9 埼玉考古学会50周年記念シンポジウム 古代武蔵国の須恵器流通と地域社会』、2006年)。
- (105) 高橋一夫「古代の河川交通」(前掲)、加藤恭朗「武蔵国における中核窯の流通とその実態」(前掲)。
- (106) 中村倉司「古代北武蔵における供膳具の様相」(『土曜考古』9、1984年)など。
- (107) 長谷川厚「東国における律令期成立以前の土師器の特徴について」(『東国土器研究』4、1995年)、加藤恭朗「武蔵国における中核窯の流通とその実態」(前掲)。
- (108) 時代は降るが、旧入間川水系沿いには、尾張国南部の猿投窯(愛知県名古屋・豊田市ほか)で焼成された奈良・平安時代の灰釉陶器や(浅野晴樹「埼玉県内出土の平安末期の施釉陶器」(前掲)、高橋一夫「古代の河川交通」(前掲))、6世紀後半から8世紀初頭にかけて比企郡南部を中心に生産された比企型坏(後藤宏樹「武蔵国における古墳時代後期土器の様相」(玉口時雄先生古稀記念事

業会編『玉口時雄先生古稀記念考古学論文集 古代集落の諸問題』、1988年)、加藤恭朗「武蔵国における中核窯の流通とその実態」(前掲)が集中的に分布している。また、旧入間川水系の支流に近接する宿宮前遺跡(さいたま市)からは「川津」と墨書された南比企窯跡産の須恵器(9世紀後半)が、入間川沿いの城ノ越遺跡(狭山市)からは「舟」と墨書された東金子窯跡産の須恵器(9世紀中頃)が、それぞれ出土している(『さいたま市遺跡調査会報告書75 宿宮前遺跡 第7次』(2008年)、宮瀧交二「狭山市城ノ越遺跡第55号竪穴建物跡出土の「舟」と記された墨書土器について」(『狭山市文化財調査報告30 狭山市埋蔵文化財調査報告書18 御所の内遺跡第6次調査・城ノ内遺跡第18次調査・鳥ノ上遺跡第2次調査』、2011年))。これらは旧入間川水系の流路に「津」が設けられ、須恵器を運搬する「舟」が往来していた状況を彷彿とさせるものである。

- (109) 伊藤循「筑紫と武蔵の反乱」(前掲)。
- (110) 橋樹官衙遺跡群の南東には、矢上川沿いにかつて明津村(現在の川崎市高津区明津を遺称地とする)があり、永徳4年(1384)2月26日「渋口郷地検目録」(『新八王子市史』通史編2、2016年、761頁)によれば、津の管理者と見られる「明久津殿」の存在が知られることから、橋樹郡家における物資の搬入・搬出は矢上川(下流で鶴見川に合流する)沿いに設けられたこの明津(明久津)を利用したことが指摘されている(村田文夫『武蔵国橋樹官衙遺跡群の古代学』シーエービー出版、2016年、14頁)。とするならば、橋花屯倉の場合も同様に、まずは鶴見川・矢上川水系との関係を想定すべきであると考えられる。また、橋樹郡は多摩川にも接していることから、橋樹屯倉は鶴見川・矢上川水系に加えて多摩川水系の下流域を、多氷屯倉は多摩川水系の特に上流域を、それぞれ掌握するために設置されたと見ることもできよう。
- (111) 『和名類聚抄』に上野国新田郡駅家郷がある。現在の群馬県太田市新田野井町付近に比定される。
- (112) 「五箇駅」については、かつてはこれを駅名と理解して、群馬県邑楽郡千代田町上五箇に比定する説もあったが(田名網宏『古代の交通』(吉川弘文館、1969年))、現在は駅数(計5つの駅家が置かれたこと)を示すとする説が通説となっている(木下良「上野・下野両国と武蔵国における古代東山道駅伝路の再検討」(『栃木史学』4、1990年)など)。
- (113) 坂詰秀一・松原典典編『古代学研究所研究報告6 東山道武蔵路の調査研究』(古代学協会・古代学研究所、2000年)、上村昌男「東京都国分寺市恋ヶ窪谷低地の道路遺構」(『古代交通研究』9、1999年)、松原典典「東山道武蔵路と八国山ルート」(『多摩のあゆみ』103、2001年)、根本靖「所沢市東の上遺跡の性格について」(『埼玉考古』37、2002年)など。
- (114) 『埼玉県遺跡調査会報告44 狭山市柏原宮ノ越遺跡』(1982年)。
- (115) 『川越市遺跡調査会調査報告書31 八幡前・若宮遺跡第1次調査』(2005年)など。
- (116) 『埼玉県埋蔵文化財調査事業報告書96 宮町遺跡』1(1991年)。なお、近隣の住吉中学校遺跡(坂戸市塚越)でも、大型掘立柱建物跡が出土しており、宮町遺跡の掘立柱建物群と一連のものと思われる。
- (117) 酒井清治「武蔵国内の東山道について」(『古代関東の



- 須恵器と瓦』同成社、2002年、初出1993年)
- (118) 『兵庫県文化財調査報告66 龍野市小犬丸遺跡Ⅱ』(1989年)
- (119) 『埼玉県遺跡調査会報告18 山田遺跡・相撲場遺跡発掘調査報告』(1973年)。
- (120) 『埼玉県遺跡調査会報告18 山田遺跡・相撲場遺跡発掘調査報告』(前掲)、酒井清治「武蔵国内の東山道について」(前掲)。
- (121) 遺跡の概要は、『西吉見古代道路跡 西吉見条里Ⅱ遺跡発掘調査概報 原始・古代の吉見町1』(2002年)、『埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書312 西吉見条里遺跡』(2005年)、『埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書415 西吉見条里遺跡2』(2015年)、弓明義「吉見町西吉見条里Ⅱ遺跡の古代道路跡」(鳥羽政之・大谷徹編『埼玉考古別冊6 埼玉考古学会シンポジウム 坂東の古代官衙と人々の交流』埼玉考古学会、2002年)、同「埼玉県吉見町西吉見条里遺跡」(古代交通研究会編『古代交通研究会第14回大会資料集 アツマの国の道路と景観』2008年)などによる。
- (122) 上村昌男「東京都国分寺市恋ヶ窪谷低地の道路遺構」(前掲)。
- (123) 『埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書312 西吉見条里遺跡』(前掲)、『埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書415 西吉見条里遺跡2』(前掲)など。
- (124) 木本雅康「宝亀2年以前の東山道武蔵道について」(『古代官道の歴史地理』同成社、2011年、初出1992年)、酒井清治「武蔵国内の東山道について」(前掲)。
- (125) 木本雅康「東山道」(木下良編『古代を考える 古代道路』吉川弘文館、1996年)。
- (126) 原京子「古代武蔵国における駅伝路の考察」(『あらかわ』11、あらかわ考古談話会、2008年)。
- (127) 弓明義「吉見町西吉見条里Ⅱ遺跡の古代道路跡」(前掲)、江口桂「武蔵国」(古代交通研究会編『日本古代道路事典』八木書店、2004年)。
- (128) 福島正義・沼野勉・馬場泰雄・大鹿響戸「奈良・平安時代の川島」(『川島町史』通史編上、2007年)。
- (129) 塩野博「辛亥銘鉄剣と武蔵国の隆盛」(田代脩・塩野博・重田正夫・森田武編『埼玉県の歴史』山川出版社、1999年)。
- (130) 『平城京木簡』1-68、奈良文化財研究所編『平城京 長屋王邸宅と木簡』(吉川弘文館、1991) 307。
- (131) 寺崎保広「長屋王家木簡郡名考証二題」(『文化財論叢』2、1995年)。なお、寺崎は、東山道武蔵路が上野国新田駅から邑楽郡を南東方向に進んで利根川を渡り、「埼玉の津」が所在する埼玉郡を通過して武蔵国府へ向かったとする想定ルート(木暮仁一・須田茂「上野国新田駅とその周辺の東山道について」〈『群馬県史研究』19、1984年〉、須田茂「東山道と上野国の駅家」〈『群馬県史』通史編2 原始古代2、1991年〉)を踏まえ、「宅子駅」を東山道武蔵道の第5駅と推定している。
- (132) 木下良『事典 日本古代の道と駅』(吉川弘文館、2009年)。
- (133) 『万葉集』14-3380に「埼玉の津に居る船の 風をいたみ 綱は絶ゆとも 言な絶えそね」とある。小崎沼(行田市埼玉)に比定する説が有力であり、築道下遺跡(行田市野)との関連が指摘されている(井上尚明「さきたまの津を探る」〈『埼玉県立史跡の博物館紀要』創刊号、2007年〉)。
- (134) 若狭徹『古代の東国1 前方後円墳と東国社会 古墳時代』(吉川弘文館、2017年)など。
- (135) 木下良「古代道路研究の近年の成果」(木下良編『古代を考える 古代道路』吉川弘文館、1996年)など。
- (136) 根本靖「所沢市東の上遺跡の性格について」(前掲)。
- (137) 坂本太郎「上代駅制の研究」(『坂本太郎著作集8 古代の駅と道』吉川弘文館、1989年、初出1928年)。
- (138) 『和名類聚抄』に山城国紀伊郡深草郷がある。現在の京都府京都市伏見区北部(旧深草村)に比定される。
- (139) 当該記事における三輪君文屋の位置づけについては、拙稿「大神氏の成立と展開」(『大神氏の研究』雄山閣、2014年、初出2012年)参照。
- (140) 中大輔はこの記事から、屯倉にはのちの駅家などのような交通機能が備わっていたと述べている(中大輔「日本古代国家形成期の交通と国司」〈『歴史学研究』963、2017年〉)。
- (141) 『兵庫県文化財調査報告66 龍野市小犬丸遺跡Ⅱ』(前掲)。
- (142) 小池浩平「東山道駅路に関する一考察」(『群馬県立歴史博物館紀要』21、2000年)。
- (143) 三浦圭一「吉士について」(『中世民衆生活史の研究』思文閣出版、1981年、初出1957年)、加藤謙吉『吉士と西漢氏』(白水社、2001年)。
- (144) 原島礼二「関東地方の屯倉と渡来氏族」(『日本古代王権の形成』校倉書房、1977年、初出1969年)、森田悌「武蔵国造と辛亥銘鉄剣」(『古代の武蔵』吉川弘文館、1988年)、加藤謙吉『吉士と西漢氏』(前掲)、中村友一「東国における「吉士」考」(加藤謙吉編『日本古代の氏族と政治・宗教』上、雄山閣、2018年)。
- (145) 『日本書紀』仁徳43年9月庚子条ほか。『和名類聚抄』に摂津国住吉郡大羅郷、河内国丹比郡依羅郷・三宅郷がある。現在の大阪府住吉区南東部から松原市北部にかけての一带に比定される。
- (146) 『日本書紀』安閑元年10月甲子条。現在の奈良県高市郡明日香村豊浦付近に比定される。
- (147) 館野和己「畿内のミヤケ・ミタ」(山中一郎・狩野久編『新版 古代の日本』5 近畿1、角川書店、1992年)。
- (148) 井上光貞『飛鳥の朝廷』(講談社、2004年、初版1974年)。
- (149) この点はいくつかの先行研究で指摘されているが、特に国造制の成立との関連でこの点を強調した研究として、館野和己「屯倉制の成立」(前掲)などがある。
- (150) 井上光貞「国造制の研究」(『井上光貞著作集4 大化前代の国家と社会』岩波書店、1985年、初出1951年)、同「国造制の存否について」(『井上光貞著作集1 日本古代国家の研究』岩波書店、1985年、初出1960年)。
- (151) 前田晴人「古代国家の境界祭祀とその地域性」下(『続日本紀研究』216、1981年)、平林章仁「国造制の成立について」(『龍谷史壇』83、1983年)、篠川賢「記紀の国造関係記事の検討」・「国造制の成立過程」(『日本古代国造制の研究』吉川弘文館、1996年、初出1985年)など。
- (152) 篠川賢「記紀の国造関係記事の検討」・「国造制の成立過程」(前掲)、同「国造の国(クニ)再考」(『古代国造制と地域社会の研究』吉川弘文館、2019年、初出2005年)。